

知らないと
損をする!



2019年法人税基本通達改正対応

会社契約の 経理と税金

いま一度、生命保険の総点検が必要!

著者：吉光 隆(1級ファイナンシャル・プランニング技能士)

監修：染宮 勝己(税理士・CFP®)

目次 contents

2019年法人税基本通達改正対応

知らないと損をする!

法人編

会社契約の経理と税金

いま一度、生命保険の総点検が必要!

はじめに 7

第1章 生命保険の加入目的

8

生命保険に納得して加入していますか?

G(義理) N(人情) P(プレゼント) はもう古い! 8

法人契約の主な加入目的 10

第2章 生命保険で使う勘定科目と仕訳

11

生命保険の経理処理は難しい? 11

法人契約の経理処理は難しくない! 12

【参考】仕訳の基本 12

【参考】勘定記入のルール 13

法人契約でよく使う勘定科目 14

簿記を知らなくても処理は十分できる!

【コラム】法人の実効税率の求め方 18

第3章 保険料を支払ったときの経理処理

19

契約成立前は「仮払金」処理となる 19

企業保険の経理処理 20

団体定期保険(グループ保険)の経理処理 20

【参考】総合福祉団体定期保険の内容及び取り扱い要件 21

事業保険の経理処理 22

1 養老保険の経理処理 22

2 終身保険の経理処理 24

3 定期保険等（定期保険および第三分野保険）の経理処理
（2019年7月8日以降の契約） 25

【参考】短期の前払費用 27

4 保険料に多額の前払部分の保険料を含む定期保険等の経理処理
（2019年7月8日以降の契約） 29

【参考】当期分保険料とは？ 37

5 定期（保険特約）付養老保険の経理処理 38

6 定期（保険特約）付終身保険の経理処理 40

【参考】定期（保険特約）付終身保険・更新型 41

7 収入保障特約付定期（保険特約）付終身保険の経理処理 42

8 （各種）特約保険料を支払ったときの経理処理 43

【参考】法人契約における特約付加の是非 44

9 個人年金保険の経理処理 45

10 契約日が2019年7月7日以前の定期保険等の経理処理 46

保険料の一時払い・頭金の取り扱い 57

保険料の前納の取り扱い 58

【コラム】「保険料に多額の前払部分の保険料を含む定期保険等の経理処理（2019年7月8日以降の契約）」の資産計上期間および資産計上額（累計）の取崩期間における1年未満の端数の取り扱い 60

第4章 保険金を受け取ったときの経理処理

61

「保険金据え置き」で今年度課税はセーフ？アウト？ 62

保険金を据え置いても課税は同じ！ 63

満期保険金支払時点で税金が差し引かれる！ 64

5年満期の一時払養老保険

死亡保険金の収益計上時期はいつか？ 65

死亡保険金の経理処理 67

配当金の経理処理 68

解約返戻金の経理処理 70

減額の経理処理 71

第5章 福利厚生プラン（1/2養老保険）

72

いま一度、保障内容の検討を！ 72

「保険料の1/2の福利厚生費」の否認が続発！ 73

福利厚生プラン加入の5つの要件 74

否認されないための必要条件

福利厚生プランによる養老保険の経理処理 76

福利厚生プランのポイント Q&A 78

法人でなくても加入できる？ 79

個人事業主契約の福利厚生プラン

【コラム】青色事業専従者の扱いは？ 79

養老保険の保険料が全額損金算入？ 80

税法上の拡大解釈であり、認められることはない！

全額損金算入する養老保険の問題点 81

問題の多いダブル・ハーフタックスプラン 83

役員のみを対象の1/2養老保険は「給与」！ 84

所得税・住民税は思いのほか高い！

第6章 契約内容の変更処理

85

きちんとした処理がなされている会社の方が少ない 85

転換契約の処理は顧問税理士でも難しい？ 86

保険会社も詳しい説明が必要

転換契約の処理の基本的考え方 87

転換契約の経理処理 89

名義変更の処理(1)「個人→法人」 91

名義変更の処理(2)「法人→個人」 92

名義変更の処理(3)「法人→法人」 93

払済保険への変更処理 94

延長保険への変更処理 95

【コラム】「法人→個人」に名義変更された生命保険契約による
保険金・解約返戻金の一時所得課税についての留意点 97

第7章 その他の経理処理

99

法人が受け取る「給付金」の処理は？ 100

経営者・役員保険の場合は要注意！

法人が受け取る「給付金」は会社の収益！ 101

見舞金は「社会通念上相当な額」まで

事務手数料にかかる消費税の処理は？ 102

保険料を保険会社が立替払いしているとき 103

いわゆる(自動)振替貸付の処理は？

第1章 生命保険の加入目的

生命保険に納得して加入していますか？ G(義理) N(人情) P(プレゼント) はもう古い！

さわやかに晴れ上がった10月のある日、ちょうど決算が終わり、ほっと一息ついているS社長のもとに一人の保険会社の営業職員が訪れた。

S社長は生命保険に興味も関心もなかったが、知り合いの社長の紹介ということもあって一応話を聞くことにした。

営業職員の話腕組みをしながら聞いていたS社長は、
「ところで社長さんは、どのような目的で生命保険に加入していらっしゃるのですか？」

と、いきなり問い掛けられて返事に詰まった。

なぜなら、現在加入している生命保険は、会社契約であれ個人契約であれ、取引先の紹介だとか出入りしている保険会社だとかに勧められるままに、その場の判断で加入していたからだった。

「付き合いで入っているから、これといった目的なんかないよ」
と言うS社長の返事に、営業職員はうなずきながら答えた。

「そうですか。でも、やはり生命保険に加入するからには、きちんとした『目的』意識を持つ必要があると思います。そうでないと無駄な保険料を支払うことにもなりかねません」

「『目的』ねえ。私にはいったいどんな加入目的があるのかね？」

営業職員は簡潔に説明を始めた。その話を聞きながらS社長は思った。

(そういえばこれまで、このように明確にきちんと加入目的について検討してから生命保険に入った記憶はない。もう義理や人情で加入する時代は終わったのかもしれない……)

「正しい経理処理」の前に「正しい加入」が必要です！

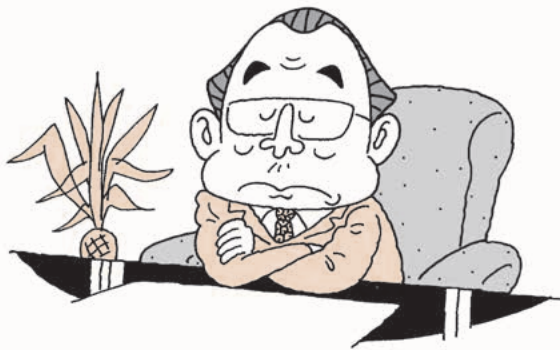
「当たり前」のことが抜けていませんか？

- 取引先の義理で、保険の内容を聞かずに加入していませんか？
- 「長い付き合い」だけを信用して、保険会社任せにいませんか？
- 断れない相手からの紹介で、言われるままに加入していませんか？
- 「損金で落ちる」ことだけを目的に加入していませんか？

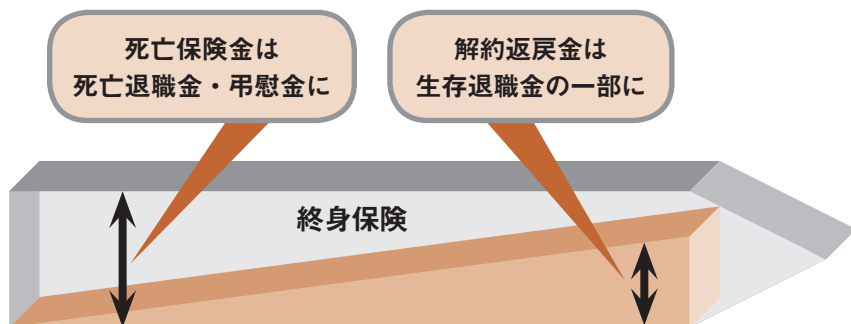
こうした加入は
再確認を！

保険は次の4つを必ず確認してください！

1. 法人契約の**加入目的**を明確にすること
2. 目的に合った**保険種類**に加入すること
3. 目的に合った**保険金額**で加入すること
4. 目的に合った**保険期間**を設定すること



2 終身保険の経理処理



契約形態 (1)

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	経理処理
法人	役員・従業員	法人	資産計上

終身保険は死亡保険でありながら貯蓄性があるため、役員の退職金準備や経営者個人の相続対策資金準備として利用されています。

終身保険の経理処理については法人税基本通達には記載がありませんが、養老保険に準じて処理をすることになっています。

会社が契約者・受取人となっている終身保険の保険料を支払った場合、全額資産計上します。

【具体例】 会社が役員の終身保険に加入し、年払保険料220万円を支払いました。この経理処理は？

借方	貸方
保険料積立金 220万円	現金・預金 220万円

契約形態（2）

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	経理処理
法人	役員・従業員	被保険者の遺族	給与

この契約形態は養老保険の（2）と同じです。この契約形態もあまり多くありません。

理由については養老保険の場合と同じです。

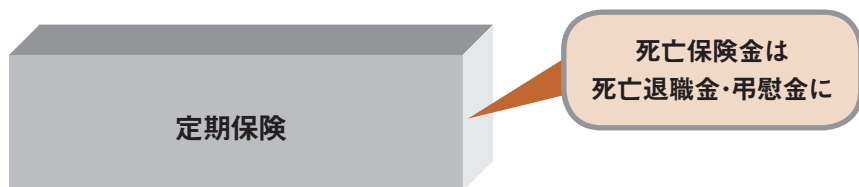
3 定期保険等（定期保険および第三分野保険）の経理処理 （2019年7月8日以降の契約）

（「4 保険料に多額の前払部分の保険料を含む定期保険等の経理処理」の対象には該当しないもの）

2019年の法人税基本通達改正により、定期保険および第三分野保険（以降、定期保険等）の保険料支払時の経理処理取り扱いが改正され、従来（改正前）では商品の特性や種類ごとに取り扱いが定められていたものが、2019年7月8日以降の契約については、最高解約返戻率による取り扱いに再編されました。

なお、契約日が2019年7月7日までのものについては、改正前の取り扱いが従来どおり適用されます（P.46「10 契約日が2019年7月7日以前の定期保険等の経理処理」参照）。

① 定期保険



契約形態 (1)

(法人税基本通達9-3-5 (1))

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	経理処理
法人	役員・従業員	法人	損金算入

一般に、定期保険は「掛け捨て保険」ともいわれています。貯蓄性がない代わりに、会社の支払った保険料は期間の経過に応じて損金算入が認められています。

税負担軽減商品の代表格として以前から多くの企業に活用されていましたが、近年その保障の妥当性が見直されています。つまり税負担軽減目的だけの加入による過大な保険料が、問題視されてきているのです。

法人契約の定期保険の目的は本来、経営者の事業保障や役員・従業員の死亡退職金・弔慰金の準備であるはずです。こうした目的から逸脱した契約は、企業にとっても保険料の無駄といえるのではないのでしょうか？ また保険法第38条に該当する「他人の死亡に対する保険」について、「被保険者の同意が必要である」という規程は、団体定期保険に限らずこの定期保険に対しても当てはまります。

【具体例1】 会社が役員の死亡退職金準備で定期保険に加入し、毎月8万円の保険料を支払っています。毎月の経理処理は？

借方	貸方
定期保険料 8万円	現金・預金 8万円

【具体例2】 会社が役員の死亡退職金準備で定期保険に加入し、年払いで88万円の保険料を支払いました。1月加入で12月分まで保険料を支払いました。決算は3月です。このときの経理処理は？

借方	貸方
定期保険料 88万円	現金・預金 88万円